

令和4年3月24日

(配布先)

支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長

安全帯未使用による墜落災害の撲滅について(指示)

過日、当社新築工事作業所で、地下外壁の配筋作業を行っていた鉄筋工が、ブラケット足場上から約4m墜落するという事案が発生しました。

被災者は、縦筋を建込むため、持送り枠上の2枚敷の足場板のうち1枚を、自ら撤去して作業していましたが、仮置きした足場板に足を掛けた際にバランスを崩し、安全帯を使用していなかったため、足場と土留め壁の約70cmの開口部から、下のスラブまで墜落したものです。(別紙1参照)

運よく、土留め壁に設置した段取り筋やスタッドなどに接触して落下方向が変化したため、スラブから突き出た差筋上への落下は免れましたが、差筋に突き刺さるなど、死亡災害になっても不思議ではない事案です。

墜落災害は死亡災害に直結することから、全社安全衛生計画の重点施策の第一番に掲げて、その撲滅に取り組んでいるにもかかわらず、いまだに安全帯未使用で高所作業が行われていたことは猛省しなければなりません。

つきましては、安全帯未使用による墜落災害を撲滅するため、下記の重点施策を再徹底するよう強く指示します。

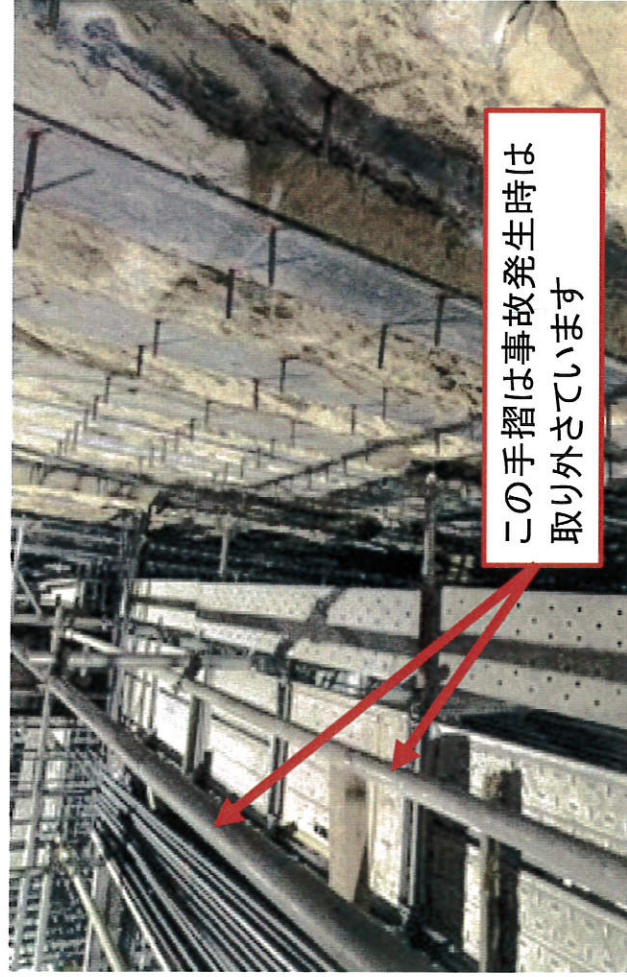
記

1. 安全帯適正使用に向けた、ペナルティ制度の厳格運用(別紙2,3参照)、声掛け(ほめる・指導する)・表彰等の意識高揚施策の実施及び事業主による教育・指導を推進すること
2. 2丁掛け安全帯の使い方を試行設備・体感教育等で理解させ、フック掛け替え時の100%使用を徹底させること

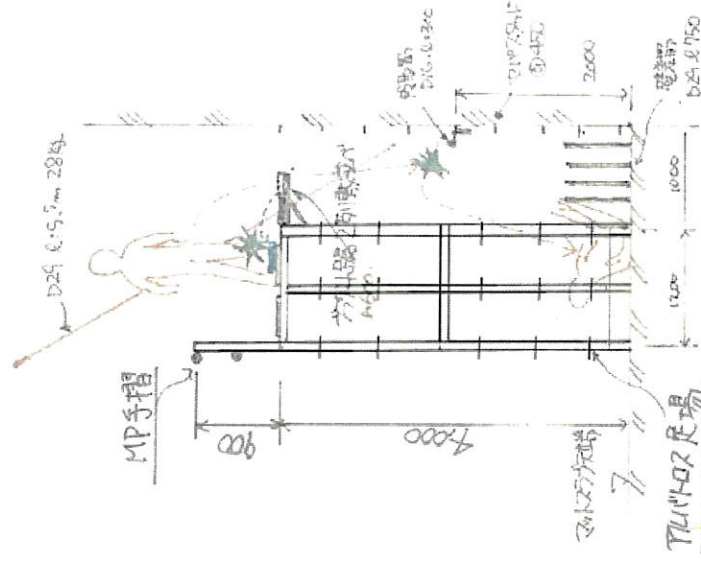
以 上

(墜 落) 鉄筋工がブラケット足場から4m墜落

- ◇ 発生日時：2022年3月11日（金）午後3:00頃
 ◇ 被災者：鉄筋工 22歳（所属3次）経験3年11ヶ月



この手摺は事故発生時は
取り外さています



【発生状況】

地下外壁鉄筋組立用の足場（高さ約4m）で配筋作業中、ブラケット足場板2列の内、外側鉄筋を設置した後に、工が撤去する予定の外側の1枚を自ら先行して取外し、壁縦筋D29（L=5.5m、28kg）1本を下そうとした際、仮置した足場板に誤って乗ってしまったため、足場板が滑って体勢をくずし、山留壁と足場の間に墜落した（安全帯未使用）。

（頸部打撲、頸部挫創、右前腕打）（休業見込日数：0日）

(配布先)
関係部門長・支店長
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)19-16
令和2年3月9日

安全環境本部長



「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用について（指示）

今年度は、再三、墜落災害撲滅を指示したにもかかわらず、2月末時点で11件と墜落災害発生に歯止めが掛からない状況であり、異常事態と言わざるを得ません。

また、発生した墜落災害の多くは、明らかに危険軽視とみられる行動災害であり、死亡に直結する墜落災害は絶対に起こしてはならないという固い決意から、来年度の全社安全衛生計画に「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用を盛り込みましたが、現行制度の現場における実施状況には、部門間にばらつきが見られる等必ずしも良好な運用状況ではないため、現場における実行性を高める目的で、下記のとおり全社共通のルールを見直すこととしたので、その厳格運用を徹底するよう強く指示します。

なお、部門としてすでに変更後のルールより厳しいルールを実効的に運用している場合は、変更する必要はないことを申し添えます。

記

【現行のルール】

1. 各作業所で決められた安全帯を使用すべき場所・作業で未使用者を発見した場合、その部署内での新規工事の取引停止。ただし、違反発生日から7日以内に事業主が関係者に自主教育を実施した場合、ペナルティを解除。
2. 取引停止期間：2カ月間

【変更後のルール】

＜安全帯未使用に対するペナルティ＞

1. 高さ2m以上で墜落のおそれのある場所で未使用の場合は、当事者と職長に対し、建設所長または現場管理責任者から口頭で注意する。
2. 同一作業員による2度目の未使用の場合、理由の如何にかかわらず事業主による自主教育を実施させ、その受講後に限り再入場を認める。
3. 同一作業員による3度目の未使用の場合、当該現場への再入場は認めない。

＜安全帯未使用に伴う墜落災害が発生した場合のペナルティ＞

- ・事業主は自社における安全帯未使用防止対策を策定し、部門安全管理総括責任者宛に書面で提出させる。

＜取引停止期間＞

- ・必要に応じて部門で策定する。

以 上

(配布先)
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

事務連絡 19-43
令和2年3月9日

安全環境本部

安全部長



「安全帯未使用ペナルティステッカー」について（通知）

令和2年3月9日付の示達本(安環安)19-16で、安全環境本部長から指示のありました「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用に対応するため、下記のステッカーを作成することとしました。

つきましては、4月上旬に各部門安全環境部宛に見本を送付しますので、部門内の作業所に配布し周知してください。

記

●安全帯未使用ペナルティステッカー● <35mm×80mm>



<使用方法>

安全帯未使用の発見ごとに、「Yes シール」を緑→黄→赤の順にはがしていく



(1度目の未使用の場合)



(2度目の未使用の場合)



(3度目の未使用の場合)

【注文・問合せ先】つくし工房 (03-3977-3333)

商品番号: 3-17

価格: 275 円/シート (5 枚)

以 上